答 申 案 件 の 概 要

件名	公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件に関する文書についての一部開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第21号)					
経開示請求年月日	平成24年12月6日	審査請求年月日	平成25年3月18日	担 当	開示決定等	警察本部警務部監察課
緯開示決定等年月日	平成25年2月19日	諮問年月日	平成25年4月18日		審査請求	公安委員会
対象行政文書	県を被告とする損害賠償請求事件に係る次の文書(以下「本件行政文書」という。) 1 公安委員会定例会議資料の該当頁(以下「本件行政文書1」という。) 2 訴状受理報告に係る起案文書(件名:訴状の送達について)(以下「本件行政文書2」という。) 3 争訟事件発生票の送付に係る起案文書(件名:争訟事件発生票の送付について)(以下「本件行政文書3」という。) 4 知事部局合議に係る起案文書(件名:損害賠償請求事件に対する応訴方針について)(以下「本件行政文書4」という。)					
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) 1 次に掲げる部分(以下「本件情報1」という。) (1) 本件行政文書1のうち、「原告の氏名及び住所」 (2) 本件行政文書2、本件行政文書3及び本件行政文書4のうち、「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」及び「原告の家族、住居等の具体的状況」 2 次に掲げる部分(以下「本件情報2」という。) 本件行政文書4のうち、「訴訟に対する被告側の事実関係、争点、答弁等の方針に関する部分」 (不開示理由) 1 本件情報1 青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第7条第3号(個人情報)該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。 2 本件情報2 条例第7条第7号(事務事業情報)該当 応訴に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。					
審査請求の趣旨	本件情報1及び本件情報2について開示することを求める。					
審査会の結論	青森県警察本部長(以下「実施機関」という。)は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。 1 本件行政文書2の9枚目の35行目の32文字目及び33文字目 2 本件行政文書3の3枚目の49行目の32文字目及び33文字目、11枚目の35行目の32文字目及び33文字目並びに16枚目の49行目の32文字目及び33文字目 3 本件行政文書4の3枚目の35行目の2文字目及び3文字目並びに15枚目の35行目の32文字目及び33文字目					

1 条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号本文該当性

- ア 実施機関は、本件情報1のうち次に掲げる部分について、「原告の住居等の具体的な状況」であり「個人に関する情報」に該当するとして不開示とした。
- (ア) 本件行政文書2の9枚目の35行目の32文字目及び33文字目
- (イ) 本件行政文書3の3枚目の49行目の32文字目及び33文字目、11枚目の35行目の32文字目及び33文字目並びに16枚目の49行目の32文字目及び33文字目
- (ウ) 本件行政文書4の3枚目の35行目の2文字目及び3文字目並びに15枚目の35行目の32文字目及び33文字目
- イ しかし、<u>当審査会が本件行政文書を見分したところ、当該不開示とした部分は「原告の住居等の状況」を直接的にも間接的にも示す記載ではなく、これを開示したとしても、これにより原告の住居等の状況を推測されることにはつながらないと認められた。よって、当該不開示とした部分は、「原告の住居等の具体的な状況」とは言えず、「個人に関する情報」に該当しないものと認められ、条例第7条第3号本文に該当するものとは認められない。</u>
- ウ 一方、本件情報1のうち、アの(ア)から(ウ)までに掲げる部分以外の部分については、「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するものと 認められた。よって、当該部分は、条例第7条第3号本文に該当するものと認められる。
- エ 以上から、本件情報1のうち、アの(ア)から(ウ)までに掲げる部分は条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は同号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

- ア 審査請求人は、本件情報1について、「民事訴訟事件の記録は誰でも閲覧できる(民事訴訟法91条1項)」などを理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。 イ 本件行政文書2及び本件行政文書3には、県を被告とする損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」という。)に係る訴状が含まれている。また、当該訴状には、本件情報1のほぼ全てが記録されている。さらに、本件行政文書1は、当該訴状の内容が記録されている文書であり、本件行政文書3及び本件行政文書4には、当該訴状の内容が記録されている文書が含まれている。これらの文書には、それぞれ本件情報1が記録されている。
- ウ 訴状は、民事訴訟法に規定する訴訟記録であり、同法第91条第1項に規定する訴訟記録の閲覧及び同条第3項に規定する訴訟記録の謄写等の対象である。
- 工 しかし、民事訴訟法 (平成8年法律第109号) において、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる (同法第91条第1項) とはされるものの、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟 記録の閲覧の請求は当事者等に限られ (同条第2項)、訴訟記録の謄写等の請求も当事者等に限られる (同条第3項)。さらに一定の場合には訴訟記録の秘密記載部分の閲覧等は当事者に 限られる (同法第92条) など、訴訟記録の閲覧等を請求することができる者を制限する場合があることが定められている。このように、民事訴訟法の訴訟記録の閲覧等の制度においても、一定の場合には閲覧等の制限が認められているものであり、訴訟記録が情報公開制度において、直ちに一般的に公にされることが許されていると解することはできない。よって、本件情報1は、「法令の規定により公にされている情報」には該当しない。
- オ また、審査請求人は、本件情報1について、裁判がある場合には裁判所に開廷表が張り出されること、裁判傍聴は誰でもできること、法律雑誌等掲載の判決文等で公表されることなど を理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。
- カ しかし、<u>裁判所に開廷表が掲示されるのは、来庁者に便宜を図る目的によるものであり、その掲示は、口頭弁論が開かれる当日に裁判所の受付付近や口頭弁論が開かれる法廷付近等に限られているものである。また、弁論準備期日における傍聴は、裁判所が傍聴を許した者に限りできるものであり、すべての期日において裁判の傍聴ができるものではない。さらに、法律雑誌等に掲載される判決等は、膨大な数の判決等の中から、掲載する意義があると認められるものが選択されて掲載されているものであり、しかも、掲載されることにより個人の権利利益が侵害されることのないように相当と認められる措置が執られた上で掲載されているものである。よって、本件情報1は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。</u>
- キ 以上から、本件情報1((1)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる部分を除く。)は、条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められない。

2 条例第7条第7号該当性について

- (1)審査請求人は、本件情報2について、応訴に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを理由として、条例第7条第7号に該当しない旨を主張している。
- (2) 本件行政文書 4 は、本件訴訟に対する応訴方針について知事部局に合議するための起案文書である。<u>当審査会が本件行政文書 4 を見分したところ、本件行政文書 4 に記録されている本件</u>情報 2 は、本件訴訟に係る訴状の送達を受けた実施機関において検討した、本件訴訟の争点、争点に関する答弁方針、応訴方針等に関する具体的な内容の部分であることが認められた。 よって、本件情報 2 は、本件訴訟の事実関係、争点、答弁等に対する被告の方針に関する部分であり、争訟に係る事務に関する情報に該当するものと認められる。
- (3) <u>また、本件処分の時点において、本件訴訟は係属中であることが認められた。よって、本件処分の時点において本件情報2を開示すると、現に係属中の本件訴訟において、本件訴訟の被</u>告である県の応訴方針等が、相対する訴訟当事者にも明らかにされることになる。その結果、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。
- (4) 以上から、本件情報2は、実施機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、条例第7条第7号に該当すると認められる。

<結論>

以上のとおり、本件情報1には条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、また、本件情報2は同条第7号に該当する。